#### 改正概要説明書

**国名:** アメリカ合衆国 **法令名:**特許法(35 U.S.C, Patent)

**改正情報:** 2022 年 12 月 29 日公布, 2023 年 1 月版

#### 改正概要:

## ・第11条 外国との特許及び出願の写しの交換

(b) 定義において、商務長官の明示的な許可なく特許の写しを外国に提供する契約が可能な国として、NAFTA 加盟国と WTO 加盟国から、USMCA 加盟国と WTO 加盟国に変更された。

## ・第41条 特許手数料;特許商標調査システム

- (h)(1)小規模事業体等に対する手数料は80→60%に減額され、
- (h)(2)では、(h)(1)が電子的手段でなされれば75→50%に減額された。
- (j)において、本条の減額手続において虚偽の主張をした当事者に対し、適用可能な法律の罰則に加え、手数料減額分の3倍未満の金額を長官が決定して課すことが新規に定められた。

## ・第123条 微小事業体の定義

微小事業体であることについて,虚偽の証明をした当事者に対し,適用可能な法律の罰則 に加え,手数料減額分の3倍未満の金額を長官が決定して課すことが,(f)虚偽の証明 に対する罰則の項に新設された。

#### 改正内容:

### ・第11条 外国との特許及び出願の写しの交換

(a) 一般と(b) 定義とに分割され、それぞれの文言が改正された。

# ・第41条 特許手数料;特許商標調査システム

(h) 小規模事業体に対する手数料において, (1) 及び(3) の減額率が改正された。 また, (j) 項が追加された。

### ・第123条 微小事業体の定義

(f) 虚偽の証明に対する罰則の項が新設された。